

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全4枚）

新潟高教組

10.11 県人勧速報

2024年10月15日 全組合員配布

○月例給、一時金ともに3年連続の引上げ！

①民間給与との較差 8,605 円（2.30%）を埋めるため、給料表を引上げ(改定額 8,584 円)

②期末・勤勉手当を 0.10 月分引上げ(年間 4.50 月→4.60 月)

※改定額が 8,000 円を超えたのは、1992 年の 9,270 円以来、32 年ぶりの水準

期末・勤勉手当が年間 4.60 月以上となるのは 2002 年の 4.65 月以来、22 年ぶり

○給与制度のアップデート

①新卒初任給の引上げ等

②扶養手当・地域手当見直し、通勤手当の支給限度額引上げ等

県人事委員会は 10 月 11 日、県議会及び知事に対し、本県職員の給与等について勧告及び報告を行った。地公労は今後、任命権者に対して要求書を提出し、賃金要求の前進はもとより長時間・過密労働にあえぐ組合員の労働条件改善を勝ち取るべくとりくみを進めていく(別紙声明参照)

以下勧告の概要

【「職員の給与等に関する報告及び勧告」のポイント】

第1 職員の給与について

1 公民給与の較差等

(1) 企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 1,152 民間事業所から無作為に抽出した、240 事業所について、本年 4 月分の給与等を調査

(2) 職員給与と民間給与は下記のとおり

<月例給> (4 月分の給与額を比較)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
383,277 円	374,672 円	8,605 円 (2.30%)

(B)は行政職給料表適用者(平均年齢 43.9 歳、平均経験年数 21.7 年)で

諸手当(地域手当・扶養手当等)を含む

<ボーナス> (昨年 8 月から本年 7 月までの支給割合と支給月数を比較)

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.58 月	4.50 月	0.08 月

2 給与改定の内容

(1) 給料表

大卒初任給 23,200 円、高卒初任給を 23,600 円引き上げ。若年層が在職する号給に重点を置いた上で、全年齢層引上げ

(改訂率(額) : 給料 2.29%(8,584 円 : 給料 8,255 円、寒冷地手当 162 円、はね返し分 167 円)
[行政職給料表適用者の初任給]

大卒 225,600 円 (現行 202,400 円)、高卒 194,500 円 (現行 170,900 円)

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ (4.50 月分→4.60 月分)

【期末・勤勉手当の支給月数】

		6 月期	12 月期
24 年度	期末手当	1.225 月(改定なし)	1.275 月(現行 1.225 月)
	勤勉手当	1.025 月(改定なし)	1.075 月(現行 1.025 月)
25 年度	期末手当	1.25 月	1.25 月
以降	勤勉手当	1.05 月	1.05 月

(3) 寒冷地手当 月額を 11.3%引上げ(24.4.1 実施)

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800 円 (17,800 円)	11,400 円 (10,200 円)	8,200 円 (7,360 円)

新たな気象データに基づき支給地域を改訂(25.4.1 実施)

※支給地域 表に掲げる名称は 2004 年 4 月 1 日における名称 (太字は新規)

長岡市 **三条市** 小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 糸魚川市 新井市 **佐渡市**
中蒲原群村松市 南蒲原郡下田村 **栄町及び中之島町** 東蒲原郡 三島郡越路町 **三島町**
 与板町**及び和島村** 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼群 刈羽郡高柳町及び小国町
 東頸城郡 **中頸城郡**妙高高原町 中郷村 妙高村 板倉町 清里村及び三和村
 西頸城郡**能生町及び青海町** 岩船群関川村 **山北群及び粟島村**
対象から外れた地域 : 北蒲原郡中条町 中頸城郡吉川村 朝日村

3 社会と校務の変化に応じた給与制度の整備 一部を除き 25.4.1 実施

(1) 給料表 : 人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえて初任給・若年層の水準を引上げ

(2) 扶養手当 : 国同様に配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当額引上げ

扶養親族		現行	25 年度	26 年度
配偶者	行(一)7 級以下	6,500 円	3,000	廃止
	行(一)8 級	3,500 円	廃止	
子 (1 人当たり)		10,000 円	11,500	13,000 円

(3) 地域手当 : 支給割合を改定(1.5%→1.0%) 今後の取扱いについては引き続き検討

(4) 通勤手当 : 支給限度額を月 15 万円に引上げ 新幹線鉄道等に係る支給要件を緩和

(5) その他 : 再任用職員への手当拡大 (住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等) 等

第2 公務員人事管理について

1 県行政を支える多様で有為な人材の確保

職員採用試験の受験者が減少し、多様で有為な人材の確保が喫緊の課題であることから、更なる試験方法を検討。

広報では、民間志望者を含む学生に訴求できるアプローチや内容を検討し、ニーズを捉えた取組の充実。

2 職員がやりがいを持ち個々の力を最大限発揮できる人材育成と人事管理

- (1) 人材の育成
- (2) 能力・実績に基づく人事管理
- (3) 誰もが活躍できる職場作り

3 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境整備

- (1) 長時間勤務の是正

管理職によるマネジメントの強化、業務の不段の見直しや職員一人ひとりの意識改革による業務改善等。長時間勤務が常態化している一部所属に対しては、業務素方の抜本的な見直し等

- (2) ハラスメント防止に向けた取組

職員アンケートの結果では、ハラスメントを受けたと感じたとする回答が約1割あり、ハラスメント発生防止に向けた対策の継続的な実施。また、社会的関心が高まっている、いわゆるカスタマーハラスメントについて対応の検討

- (3) 職員の健康管理

専門家によるメンタルヘルス相談や長期療養者の職場復帰支援等の実施

- (4) 仕事と生活の両立支援

男性職員の育休取得率85%達成に向け、制度を利用しやすい更なる環境整備。また民間労働法制において、仕事と育児・介護の両立支援制度の強化等が行われており、本県においても対応を検討

- (5) 柔軟な働き方への対応

テレワークの導入により、仕事と生活の調和がとれた働き方の実現に向け、引き続き、制度の浸透・定着の推進。

4 公務員倫理の確保

再発防止策の徹底を図るとともに、職員の綱紀保持及び服務規律の確保等、不祥事の根絶に向けた対策。

参考 給与勧告による職員給与【給与勧告による年収への影響額】

行政職給料表適用職員(5,378人、平均年齢43.9歳)の平均年間給与

	勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額(率)
削減前	6,214,000円	6,397,000円	183,000円(2.9%)

参考

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比較減
2014年	0.10%	4.10月	0.15月
2015年	0.11%	4.20月	0.10月
2016年	0.13%	4.30月	0.10月
2017年	0.12%	4.40月	0.10月
2018年	0.15%	4.45月	0.05月
2019年	0.08%	4.45月	—

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比較減
2020年	勧告なし	4.40月	▲0.05月
2021年	勧告なし	4.30月	▲0.10月
2022年	0.16%	4.40月	0.10月
2023年	0.74%	4.50月	0.10月
2024年	2.29%	4.60月	0.10月

【今後の2024秋年末確定闘争】予備交渉が終わり次第、案内文書を発出していきます。

新高教統一要求書交渉再交渉 10月23日(水)(発出済)

地公労確定交渉 ①10月28日(月) ②11月6日(水) ③11月13日(水)

地区地公労決起集会 10月24日(木)～

新教連確定交渉 ①10月30日(水)(発出済) ②11月12日(火)